

トラック運送業の課題について

(公社) 和歌山県トラック協会

会 長 阪 本 享 三



大型・特殊車両に係わる最近の法令・ 通達改正状況について(荷主用抜粋版)

平成29年8月版 ver0824full

公益社団法人全日本トラック協会

輸送事業部

車両制限令に定める車両の最高限度(一般的制限値)

荷物を積載した状態で下記の制限値を一つでも超える場合は特車通行許可が必要となります！

道路は、「一般交通の用に供する道」であり、一定のルールに従って、通行する必要があります。

- 道路法に基づく車両の最高限度(道路法第47条第1項、車両制限令第3条)



※国交省特車講習資料より

会計検査院の高速道路6社に対する処置要求(H28.10.20)の要旨

○改善の処置

高速道路における法令違反車両の通行は、道路橋等の構造物に損傷を与えるため、道路法令を違反して車両を走行させている契約者に対する大口多頻度割引制度における割引停止措置が道路構造物の保全、道路法令違反の抑止等について更に実効性のあるものとなるようにすべき。

ア 高速道路6会社において、割引停止措置等に係る更なる強化策として、

① 措置命令未滿(1割未滿の超過)に対する点数の付与等の適用要件の見直しを行うこと

⇒ **点数を見直し、措置命令発出基準との整合を図る**

② 四半期に30点未滿を繰り返す車両に対するペナルティの適用のため、違反点数の付与・累計方法等適用要件の見直しを行うこと

⇒ **累積期間を見直し**

③ 軸重違反に対する点数の付与等の適用要件の見直しを行うこと

⇒ **軸重超過に対して点数を設定**

イ 高速道路6会社間及び各部門間において、上記アの違反履歴情報及び割引適用情報の共有が行われるよう体制を整備すること

⇒ **上記アの見直しに伴い、情報共有体制を整備**

車限令違反者に対する高速道路料金の大口・多頻度割引停止等の見直し

	現行制度	見直し(平成29年4月1日から実施)
違反点数等	<p>【即時告発の取扱い】</p> <p>即時告発後、裁判等の結果、有罪となった場合に割引停止を実施</p> <p>【点数区分】</p> <p>0点 3点 5点 15点 30点</p> <p>指導警告 (措置命令未達) 措置命令A (退出命令) 措置命令B/C (積荷軽減命令等) 即時告発相当 (重量2倍超過)</p> <p>現行</p> <p>見直し</p> <p>(見直しの方向性) 措置命令発出基準を踏まえて点数を設定 ※これまで点数が付与されていなかった指導警告にも点数を付与</p>	<p>即時告発後、裁判の結果を待つことなく割引停止を実施</p>
累積期間	<p>3カ月の累積点数</p> <p>※例)30点×2回:割引停止</p>	<p>2年間の累積点数</p>
軸重超過	—	<p>軸重超過に対して、措置命令発出基準を踏まえて点数を設定</p>

「警告」の累積に応じた措置

累積点数に応じて「割引停止」や「利用停止」の措置を講じる場合、契約者に対して「警告」を行い、契約者が2年間に3回の「警告」を受けた場合、契約者のカード全部に対し割引停止を実施

大口・多頻度割引停止措置の見直し 平成29年4月1日

①違反点数等の見直し

1) 【即時告発】悪質な違反者（重量が基準の2倍以上）に対する対応強化

現行		平成29年4月1日～	
即時告発の結果	措置（※）	即時告発の結果	措置（※）
有罪	割引停止	有罪	即時告発をもって一部
不起訴	—	不起訴	割引停止（1か月以上）

（※）即時告発の結果にかかわらず、違反に応じた点数は別途加算します。

2) 【点数区分】措置命令等の発出基準に応じた違反点数区分の見直し

現行		平成29年4月1日～	
違反種別（※）	点数	違反種別（※）	点数
指導警告	—	指導警告	3点
措置命令A	3点～15点	措置命令A	5点
措置命令B又はC	5点～15点	措置命令B又はC	15点
即時告発相当	15点～30点	即時告発相当	30点

③違反項目の見直し

1) 軸重超過に対する措置命令等の発出基準に応じた違反点数の設定

現行		平成29年4月1日～	
軸重超過	点数	軸重超過	点数
指導警告	なし	指導警告	3点
措置命令B又はC		措置命令B又はC	15点

2 累積期間等の見直し

1) 違反点数の累積期間を3か月（現行）から2年間（平成29年4月1日～）に拡大

現行		平成29年4月1日～	
累積期間	適用要件	累積期間	適用要件
3か月 (四半期)	高速道路6会社が指定する四半期において違反を繰り返した場合に適用	2年間	累積点数に応じて適用

2) 違反点数の累積

現行		平成29年4月1日～	
違反点数	措置内容	累積違反点数	措置内容
30点	講習会等による指導及び警告	30点	講習会等による指導
上記に定める警告期間内に30点以上	一部割引停止 又は一部利用停止	60点	一部割引停止（1か月）
		90点	一部割引停止（2か月）
		120点	一部利用停止（1か月）
		150点	一部利用停止（2か月）

(注) ①1) の即時告発を行った場合は、累積違反点数にかかわらず、「一部割引停止（1か月以上）」を適用します。

【累積違反点数に関する注意事項】

○累積違反点数150点以降も、30点ごとに一部利用停止期間が1か月ずつ延長されます。

例：累積違反点数180点 → 一部利用停止（3か月）、210点 → 一部利用停止（4か月）など

○割引停止・利用停止の期間中に、東日本高速道路株、中日本高速道路株及び西日本高速道路株（以下「NEXCO3社」という。）が定めるETCコーポレートカード利用約款、首都高速道路株、阪神高速道路株及び本州四国連絡高速道路株各社の営業規則に違反する行為が認められた場合は、異なる措置が適用されます。

見直しの内容に関するお問い合わせはこちらまで

「大口・多頻度割引停止措置等の見直しに関する問合せ窓口」

0570-018-900

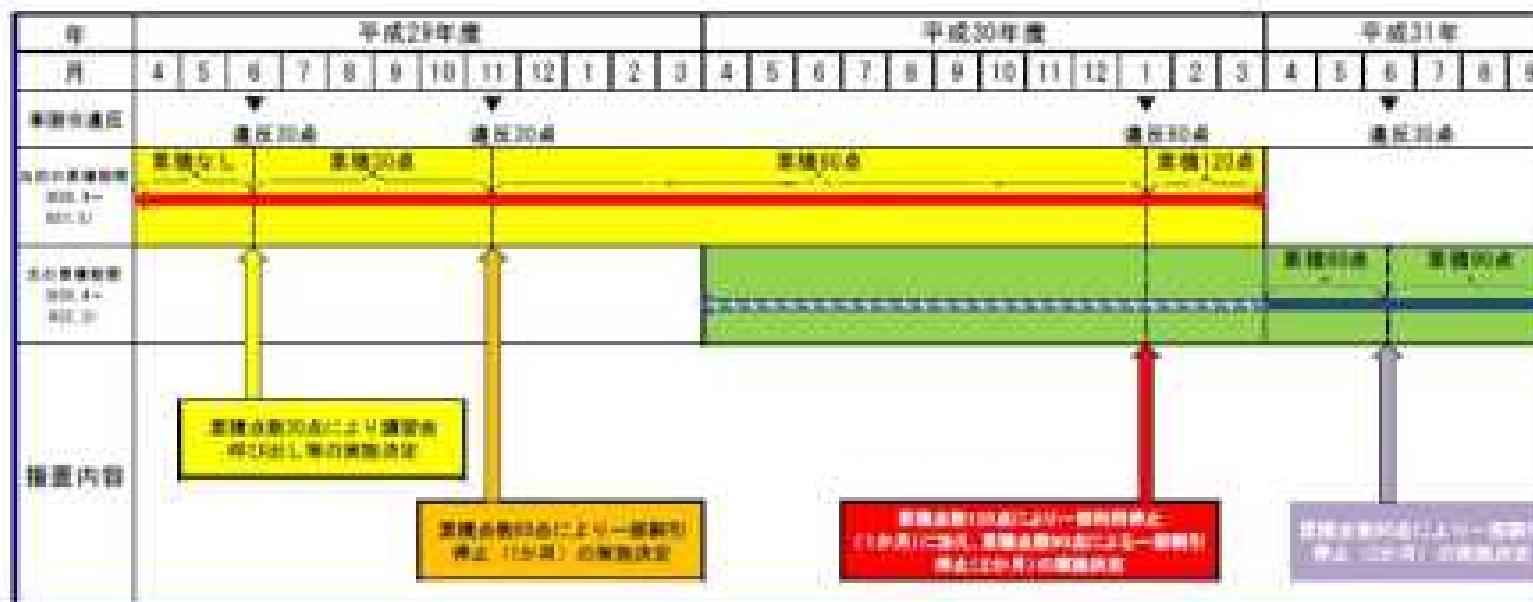
受付時間：9:30～17:00

（土・日・祝日、
年末年始を除く平日）

※上記お問い合わせ窓口は平成29年2月1日（水）9時30分開設となります。

※お問い合わせの際は、はじめに「車両制限令違反による大口・多頻度割引停止措置に関する問合せ」である旨をお伝えください。

割引停止措置等に至るまでのイメージ及び点数表等



※当初の累積期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2か年とし、以降は1年度ずつずらし2年間を設定します。
（上記期間の場合、次期2年間は平成30年4月1日から平成32年3月31日）

【割引停止措置、利用停止措置等の内容】

区分	措置内容
一部割引停止	契約者のカードの一部について割引を停止するもの。
一部利用停止	契約者のカードの一部について利用を停止するもの。
全部割引停止	契約者のカードの全部について割引を停止するもの。
全部利用停止	契約者のカードの全部について利用を停止するもの。
契約資格取消し	契約者の資格を取り消すもの。

コーポレートカードペナルティ(事業協同組合全体)



コーポレートカードペナルティ(事業協同組合全体)



(※) 契約者が事業協同組合である場合の「カードの一部」とは、当該カード利用者が所属する組合員のカードの全部を表します。

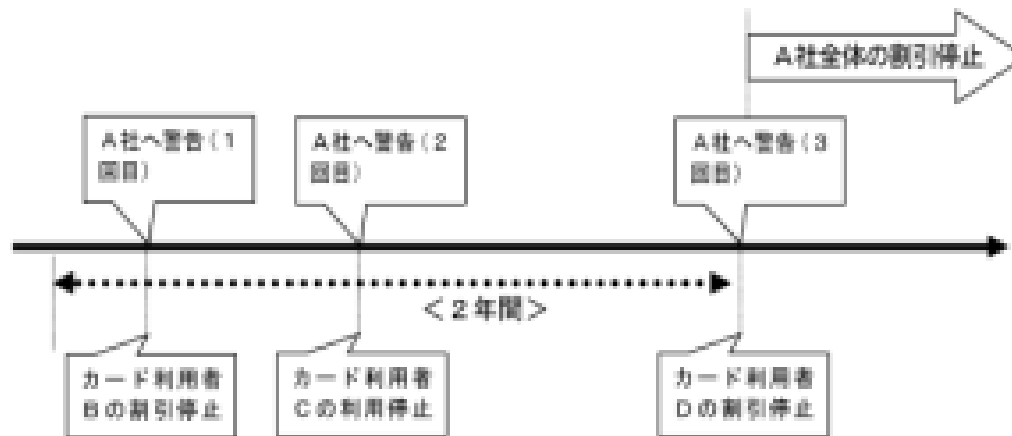
○警告累積によるペナルティ措置

契約者のうち一部のカードに対する「割引停止」又は「利用停止」のペナルティ措置を行ったときは、契約者に対して警告を行います。

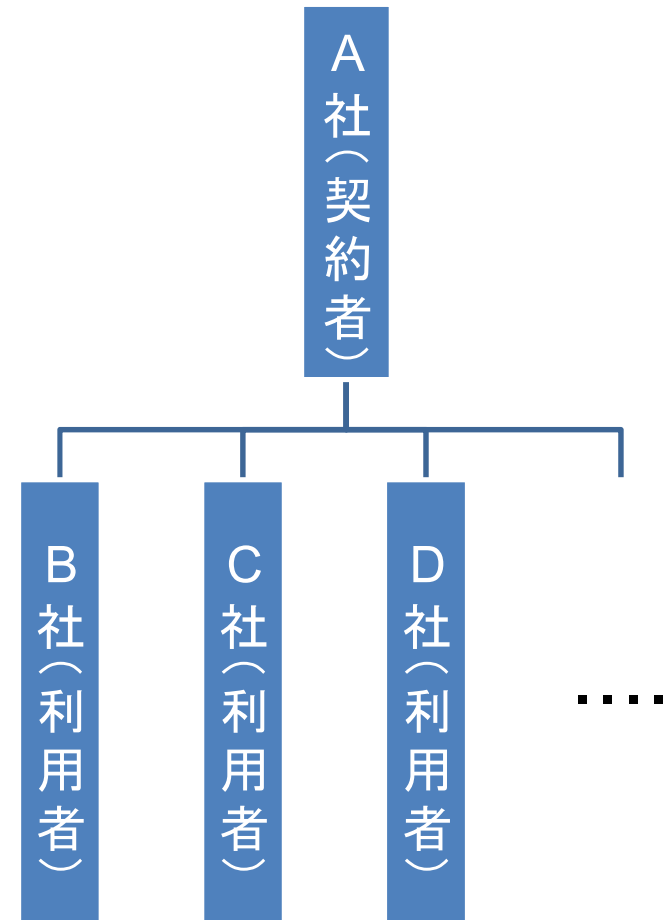
その警告を2年間のうち、3回受けますと契約者全体に「割引停止」のペナルティ措置を行います。

(例) A社(契約者)のカード利用者Bが「割引停止」、カード利用者Cが「利用停止」を受け、Bの行為から2年以内にカード利用者Dが「割引停止」に該当する行為を行った場合

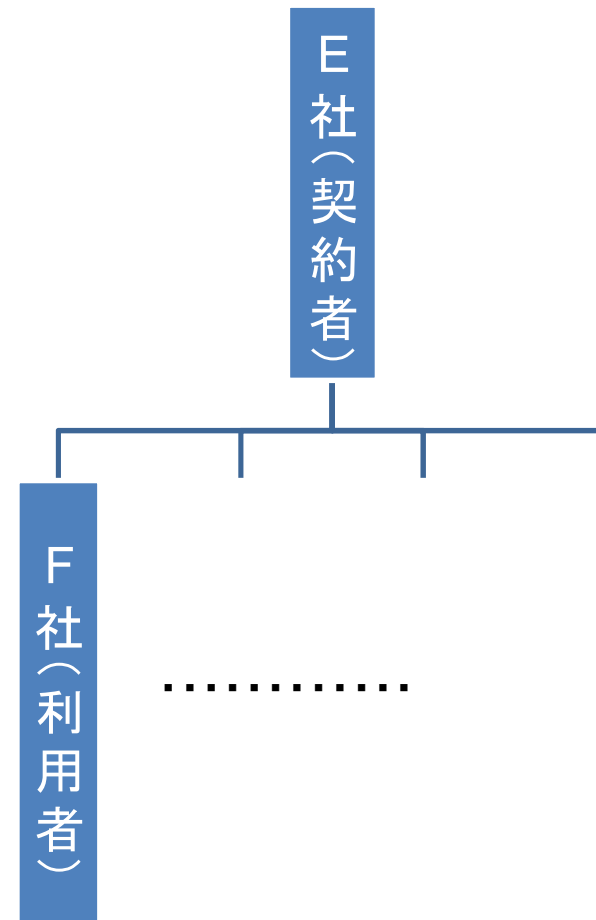
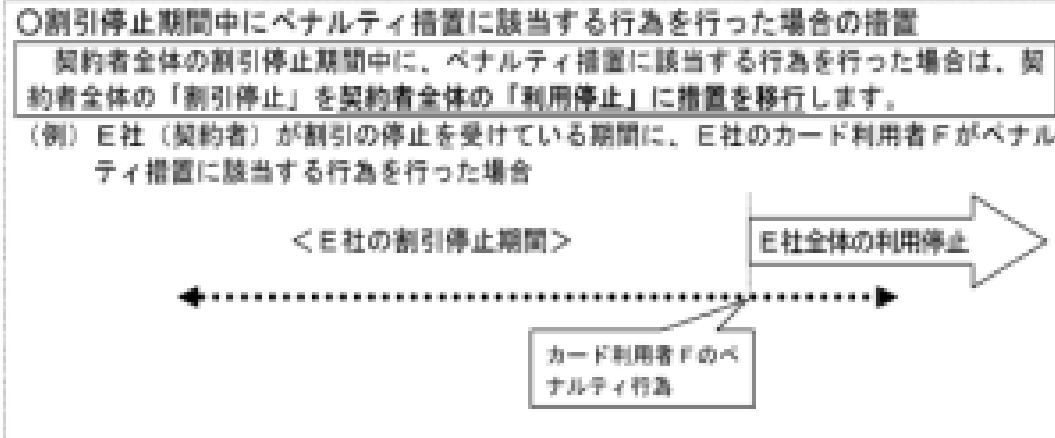
(A社はB、C、Dの行為につき、2年間で3回の警告を受けることになり、3回目のDへの警告のときからA社全体の「割引停止」となります。)



※「割引停止」・「利用停止」どちらの行為も1警告の対象となります。

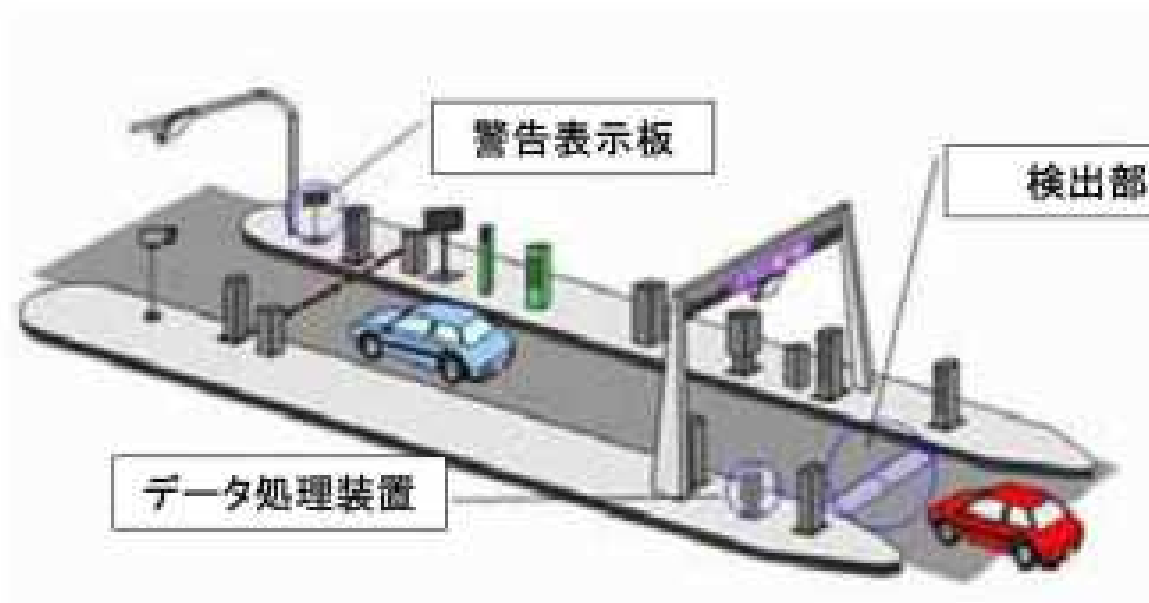


コーポレートカードペナルティ(事業協同組合全体)



■ 軸重計

各ICに設置されており、重量超過車両の取締に使用しています。また、軸重計の違反車データをもとに、取締の場所・時間等策定しています。



車検証上の積載重量を守っていれば車両制限令の重量違反とはなりませんか？

回答:車検証の積載重量は車両としての積載重量であって安全に運搬できるか、安全に止まれるかといった能力的なものであり、実際に荷物を積んで道路を通行出来る積載量とは異なります。特殊車両(単車・トレーラ)については車検証の積載重量以下で、かつ、特殊車両の通行許可の許可限度重量(総重量、軸重、輪荷重)以内での通行が必要となりますので注意が必要です。

したがって車検証の積載重量であっても、荷物の積み付け方法や偏荷重により、軸重及び輪荷重の違反となる恐れがあるので荷主等の理解のもと積載することが必要となります。

